介護保険料納入通知書を発送します

問 高齢者福祉課☎721・3110

7月1日に65歳以上の方（第一号被保険者）へ平成17年度介護保険料の通知書を送付します。

介護保険では、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方（第一号被保険者）と40歳～64歳までの方（第二号被保険者）に納めていただく保険料のほか国・都・市からの公費（税金）で賄っています（Ⅱ表1）。

皆さんに支払っていただく保険料が、皆さんの介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

◎65歳以上の方（第一号被保険者）の介護保険料額について

保険料は今年の住民税課税状況等に応じて、基準額をもとに6段階に設定しています（Ⅱ図1）。

◎介護保険料の納め方

・年金からの天引きによる納付の方（特別徴収）

4月1日現在65歳以上で老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方が対象になります。

平成16年度の保険料が特別徴収されている方は、今年度も引き続き年金からの天引きとなります。

この内、今年度の前半（4・6・8月）は仮徴収として2月と同額を天引きし、後半の10・12・2月（翌年）は本徴収として、今回決定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残りの額を3回に分けて天引きします。

なお、所得の変動等により昨年度前半の仮徴収額に比べ昨年度後半の本徴収額が大幅に増額している場合は、今年度8月分の仮徴収額を減額して後半の本徴収額を均等化しています。

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金だけを受給している方は年金からの天引きの対象にはなりません。

※老齢・退職（基礎）年金受給者の方は必ず「現況届」を提出期限までに提出して下さい。遅れると特別徴収に該当する方も普通徴収になりますのでご注意下さい。

・納付書・口座振替による納付の方（普通徴収）

納付書により7月から翌年の2月まで8期に分けて各納期限までに最寄りの銀行・郵便局または市役所・各市民センターで納めていただきます。

口座振替用の通知書をお送りした方には、引き続き登録をした口座から各納期限に介護保険料を引き落とします。

なお、通知書に「兼特別徴収開始通知書」と追記されている方は、第1期（7月）から第3期（9月）までを納付書で納めていただき、10月から年金の天引きが開始されます。

◎こんな場合には納付書で納めていただくことになります（普通徴収）

・年度の途中で65歳になった方
・年度の途中で他の市町村から転入した方
・年度の途中で所得段階の区分が変更になった方
・年度の初め（4月1日）の時点で老齢・退職（基礎）年金をうけていなかった方

◎保険料の減免

次の様な理由で介護保険料を納めることが困難な場合にはご相談下さい。

・災害により住宅等に著しい損害を受けた場合
・世帯の生計を主として維持する者が失業などにより、収入が著しく減少した場合
・生活が著しく困窮している場合等（介護保険料段階が第1段階・第2段階で、収入が生活保護基準以下など、各種要件をすべて満たしていることが必要です）

◎40歳から64歳までの方（第二号被保険者）の保険料について

介護保険料は加入している医療保険の保険料（税）として徴収されます。保険料額や計算方法は加入している医療保険により異なります。

※詳細については、現在加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

表1　介護保険給付費の負担割合
（利用者負担の1割を除く）

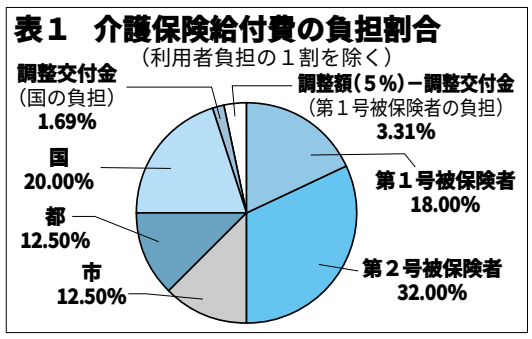

図1　介護保険料は所得に応じてきまります。あなたの介護保険料は？　月額基準額：3,700円

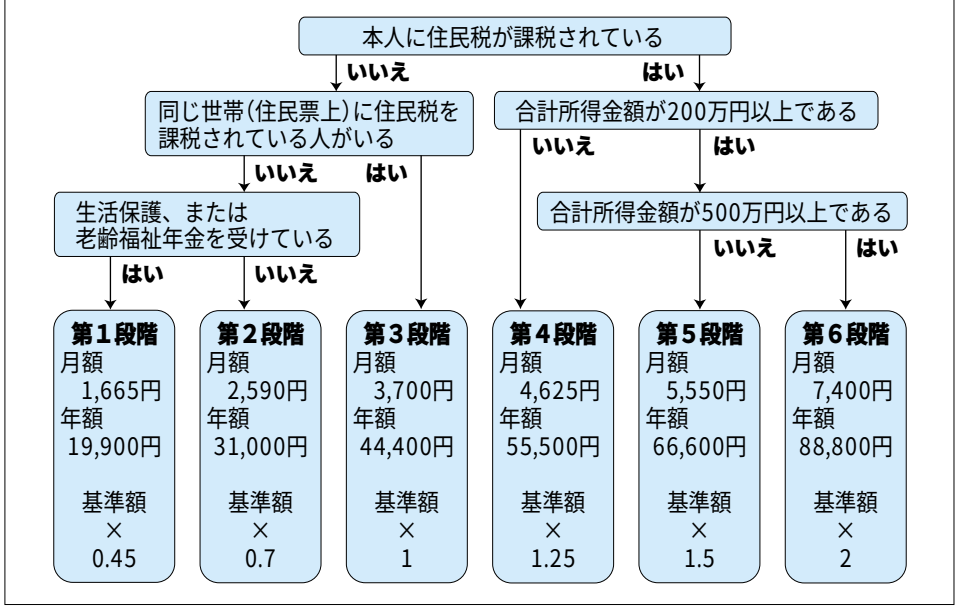

成年後見制度ご相談は福祉総務課へ

☎724・2537
FAX 724・1187

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の契約を援助し、代理することによって、権利とくらしを守る制度です。

成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」に分かれます。

本人の判断能力が不十分な場合、相続や不動産の売買、保険や預貯金の解約などができません。これらは、家族というだけでは代わって行うことができません。同様に福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約と変わってゆく中、本人の意思決定の重要性が高まってきました。

また、施設や病院との契約や処遇のほか、日常生活の費用支払いなど、身辺配慮も必要です。

これら財産管理や身上に関して本人を法律的に保護し、支援する制度が成年後見制度です。

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなど、すでに判断能力が不十分なため、自分ひとりでは財産の管理や契約などをすることが難しい方について、主に本人や親族が申し立て、家庭裁判所が後見人を選ぶ制度です。

本人の判断能力により、補助、保佐、後見に分けられ、「後見人」に任せる範囲も違ってきます。

身寄りがない、または、親族が申し立てようとしない場合で、本人の福祉を図るために、特に必要があると認めた時は、市長が申し立てる方法もあります。

手続き

家庭裁判所で行います。

後見人

家庭裁判所が一人ひとりに応じて適切な後見人を選任します。申立て人が後見人候補者を立てることもできます。後見人として、複数の人や法人を選任することもできます。

後見人の報酬は本人の財産や後見人の仕事の内容などにより、家庭裁判所が決定します。

任意後見制度

将来、自分の判断能力が衰えたときに、どのような援助を受けるのか、また、誰を後見人にするのか、あらかじめ決めておく制度です。

その後、本人の判断能力が衰えたときに、本人、家族、後見人などが家庭裁判所に申立てます。そして任意後見監督人が選任され、制度の利用を開始します。

手続き

公証役場で行います。

後見人

自分で選びます。後見人として、複数の人や法人と契約することもできます。

後見人の報酬は本人と後見人同士の相談により決定します。

※福祉総務課では各種書式類も用意しています。

電話相談のほか、来庁相談、訪問相談、出張説明会なども行っています。まずは電話で予約をして下さい。

成年後見制度の類型

	法定後見			任意後見
	補助	保佐	後見	
対象者	重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の人	日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の人	日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人	現在は判断能力に問題ないが将来に備えたい人
家庭裁判所への申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長など			本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者
援助者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人

成年後見制度講演会

「～あなたがあなたであるための予約～任意後見制度」

任意後見制度についての講演会を行います。自分のことは自分で決めておくという自己決定を尊重するために、制度の概要や公正証書の作成・登記の事例等を学びます。

当日は手話通訳、要約筆記があります。

直接会場にお越し下さい。

○対象　関心のある方
○日時　7月15日（金）午後2時～4時
※開場は午後1時30分
○講師　町田公証役場　公証人　湯浅勝喜氏
○会場　町田市民フォーラム3階ホール
○定員　180人
問福祉総務課☎724・2537、FAX724・1187

お詫び

本誌6月21日号1面でお伝えした本間収入役の退任日は、正しくは6月4日でした。訂正してお詫びします。

問広報広聴課☎724・2101